松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市役所新庁舎建設候補地(以下「建設候補地」という。)の 選定に当たり、有識者による検証を受けるため、新庁舎建設候補地検証委員会(以下 「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とす る。

(所掌事項)

第2条 委員会は、建設候補地の庁舎用地としての適性を検証する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 有識者
 - (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検証が終了するまでの間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員長は、書面等を委員に送付し、その意見を徴することにより、会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策部政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月19日から施行する。